

みどりの公有地化の基本方針

市では、市民のかけがえのない財産である自然環境を保護するため、「清瀬すみどりの環境をつくる条例」に基づき、所有者の協力を得て緑地環境保全区域の指定を行い、その保全に努めている。

しかし、近年、これらの樹林は、市街化の進展にともない、次第に減少していく傾向にあり、特に相続発生時には、税制上の優遇措置もなく、生産性もないことなどから、指定の解除、市への買取り要望が出てきている。

そのため、市では、緑地保全基金や社会資本整備総合交付金を活用するなどして、公有地化を進めているが、財源にも限界があり、買収できる樹林地は限られてしまう。

そうしたことから、この基本方針では、今後、市が購入し、公有地化に努めるべき保存樹林の考え方を示すものである。

I 樹林の立地別判断基準

1 崖線上のみどり(斜面地)

清瀬市の崖線のみどりは、河岸段丘斜面にあり、貴重な植物が豊富に見られ、また、野鳥の種類も数多く観察される。

このような崖線のみどりは、带状に連なり、生き物にはかかせない貴重な自然地で、分断されることは好ましくない。そのため、公有地化を図る。また、条例による緑地環境保全区域に指定されていない部分については、指定の促進に努める。

2 平地林及び屋敷林

(1) 市が緑地環境保全区域に指定した樹林等

清瀬すみどりの環境をつくる条例に基づき、緑地環境保全区域に指定している樹林等については、次のように取り扱う。

- ① 特別緑地保全地区や都市計画緑地に隣接している緑地環境保全区域については、みどりの基本計画に基づき、都市計画決定を拡大指定して、可能な限り公有地化に努める。
- ② 緑地環境保全区域に指定されている樹林において、規模の大きな区域は公有地化を図る。規模の小さな平地林においても、崖線(斜面地)に接続する樹林については、可能な限り公有地化に努める。
- ③ 緑地環境保全区域に指定され、次世代へ継承する価値があると認められる樹林で、継承には公有地化以外に方法がないと判断されるものは、可能な限り公有地化に努める。

(2) 東京都の指定した緑地保全地域に隣接する樹林

東京都の緑地保全地域に隣接する樹林については、保全地域指定の拡大を図るために、東京都に対して公有地化の要請を行う。ただし、東京都の指定が難しい場合

は、市として公有地化を検討する。

(3) 市の緑地環境保全区域に隣接する樹林

前各項に該当する緑地環境保全区域に隣接した樹林については、緑地の拡大や連続性を高めるため、指定の促進を図る。

(4) その他の樹林

小規模な樹林であっても以下の場合には公有地化を検討する。

① 貴重な生物が生息し、生物多様性が豊かな樹林

② 住宅地域内にあって、防災上の緩衝地や町丁別の緑被率、用途地域等を考慮して保全することが望まれる樹林

II 実態調査による判断基準の付加

公有地化を図る樹林の判断には、Iの樹林の項目による判断基準とこれまでの実態調査を参考に、次のランク付けをし、最終的な総合判断を行うものとする。

Aランク 武蔵野の面影を残す樹林で、良好な自然環境が保持され、特に貴重な植物を含み、生物多様性に富んでいるもの。

Bランク 武蔵野の面影を残す樹林で、良好な自然環境が保持されているもの。

Cランク 上記ランク以外で、屋敷林風のものや竹林などで構成されているもの。

III 公有地化を図るべき緑地環境保全区域の総合判定

1 公有地化を図るべき保全区域の判定は、IとIIの判断基準をもとに、次のとおり、判定を行うものとする。

(1) 総合的判断がAランクのものについては、次のとおり対応するものとする。

① 買取請求があった場合、積極的に公有地化を図るもの

② 買取請求があった場合、公有地化に努めることが望ましいもの

③ 上記以外のもので、緊急に公有地化に努める必要があるもの

(2) 総合的判断がBランクのものについては、当面、指定樹林として所有者の協力のもと保全に努め、将来にわたって可能な限り、公有地化することが望ましいもの。

(3) 総合的判断がCランクのものについては、規模が大きいが生物の多様性が乏しいもの、または規模が小さく生物の多様性が乏しいが隣接する樹林との連続性があるものにおいては、市内の緑被率の維持のために、出来る限り長期間、所有者の協力を得て保全に努める。

2 保存樹林の判定一覧 別紙のとおり